

○大府市農業経営収入保険補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害や怪我、病気等による収穫不良や減農薬等の新たな農法へのチャレンジ等による収入減少に対応するための全国農業共済組合連合会の業務委託を受けた愛知県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）への加入を支援することにより、農業経営の安定とカーボンニュートラルの取組促進を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する大府市農業経営収入保険補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険料 全国農業共済組合連合会事業規程（以下「事業規程」という。）第11条に規定する保険料をいう。
- (2) 事務費 事業規程第13条に規定する事務費をいう。
- (3) 保険期間 事業規程第5条に規定する保険期間をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者（市内に住所を有する者に限る。農業を営む法人の場合は、主たる事業所の所在地が市内にあるものに限る。）とする。

- (1) 事業規程第4条第1項に規定する保険資格者に該当する認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者をいう。）又は認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）であること。
- (2) 大府市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、保険期間の初日が当該年度中である収入保険に加入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担する保険料の額及び事務費の額の合計に相当する額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とし、10万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市農業経営収入保険補助金交付申請書(請求書)(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 愛知県農業共済組合が発行する収入保険証書の写し又は収入保険に加入したことを証する書類
- (2) 補助対象経費が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市農業経営収入保険補助金交付決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の審査及び適正な執行のため必要があると認めるときは、愛知県農業共済組合に対し、当該申請者に係る収入保険の加入状況その他必要な事項について照会することができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月16日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。